

茂原市役所敷地内キッチンカー運営事業者募集要項(実証実験)

1 目的

茂原市役所本庁舎敷地内において、キッチンカーによる飲食物の販売を行うことにより、庁舎周辺の賑わいを創出すること及び市役所利用者の利便性の向上等にどの程度の効果があるか実証実験を行うことを目的とします。

2 概要

(1)場所

茂原市道表1番地 茂原市役所 市民広場内

(2)期間

令和7年3月10日(月)から令和8年2月27日(金)まで

- ・開庁日(土日祝日、12月29日から1月3日及び日曜開庁日を除く)
- ・市のイベント等により市と協議の上、閉庁日も出店を承認する場合がある。

(3)時間

午前9時00分から午後5時00分まで

- ・上記のうち事業者が希望する時間(準備・片付け・退出時間を含む)
- ・午前11時から午後1時までの間で、必ず出店可能な時間があること。
- ・市のイベント等により市と協議の上、出店時間の変更を承認する場合がある。

(4)使用区画

1日あたり、最大3区画(区画A～C) ※別紙、出店場所参照

- ・実証期間中は利用状況を検証し、区画数や位置を変更する場合がある。

(5)出店スペース

キッチンカー1台の駐車場所及び簡易食事スペース(看板・のぼり旗を含む)として、3m×5m以内とする。別途のぼり旗スペースとして、50cm×50cm以内とし、のぼり旗が転倒しないよう対策を講じること。

(6)使用料

免除(実証実験期間中)

3 応募資格

(1)申し込み可能な事業者は下記の事項を全て満たす者とする。

- ア 食品衛生責任者資格や移動販売車等の営業許可証等、本件の運営事業を実施するにあたり必要な資格や許可を有する者。
- イ 申請時点において、国税、地方税等の滞納がないこと。
- ウ 茂原市暴力団排除条例(平成24年3月19日茂原市条例第1号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等、並びに暴力団経営支配法人ではないこと。又は、これらの者と社会的に非難される関係を有していないこと。

- エ 生産物賠償責任保険(PL保険)、又はそれに準ずる保険に加入していること。
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- カ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- キ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立てをしていないこと。

4 許可条件

(1)販売

- ア 販売する商品は持ち帰ることが可能な容器で提供すること。
- イ 酒類、その他市が不適切と認めるものの販売や持ち込みは禁止とする。
- ウ 加熱式たばこを含み全面禁煙とする。
- エ 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、強引な営業活動、及び大音量での呼び込みやBGM等は禁止とする。
- オ 予め定められた使用区画で営業をすること。
- カ 他のキッチンカー事業者や先に実施している弁当販売業者及びカフェ事業者と相乗効果が図れるよう協力をすること。

(2)衛生安全管理

- ア 飲食物の容器を回収するゴミ箱等を設置し、周囲にゴミを散乱させないように注意を払い、事業者の責任において処分を行うこと。
- イ 清掃用具は事業者が用意し、退出する際は清掃を行って退出すること。
- ウ 出店者は食品衛生責任者の資格を有し、出店の際は資格保有者が常駐すること。
- エ 発電機や火気を使用する場合は注意を払い、消防関係機関の指導に従い、消火器等の設置等必要な措置をすること。
- オ 市民広場への出入り及び駐車は市が指定した箇所及び方法で行うこと。
- カ 市民広場内に車両の出入りをする際は、来庁者や通行者等に配慮し、安全運転を徹底すること。
- キ 駐車中の車両が発進しないよう、輪留め等の安全措置を行うこと。
- ク 車両の駐車及び簡易食事スペースや看板等の設置は、来庁者や通行者等に影響がないよう安全管理を徹底すること。

(3)事故、苦情及び問い合わせ

- ア 事業運営に関して市及び第三者に対し事故や損害が発生した際は、賠償責任を含め、事業者が一切の責任を負い、誠意をもって対応すること。併せて速やかに、対応策とともに市に報告をすること。
- イ 事業運営に関して第三者からの問い合わせ及び苦情等については、事業者が責任をもって対応すること。

(4) 実証実験への協力

- ア 毎月、販売日ごとの売上報告書をまとめ、翌月 15 日までに提出すること。
- イ 市が必要とする調査(利用者へのアンケート配布や回収等)に協力すること。

(5) その他

- ア 市に重大な災害が発生した時、又は出店の承認や行政財産使用許可後に市の行事等の都合により、出店の中止や出店場所の変更に応じること。
- イ 出店に要する費用は全て事業者の負担とすること。
- ウ 承認書等の提示を求められた際は、提示できるよう携帯しておくこと。
- エ 本要項に定める他、事業運営に関して関係法令を遵守し違反していないこと。

5 使用許可及び出店承認の取消し

(1) 次のいずれかに該当した場合は、使用許可を取り消すことがある。

- ア 許可物件を市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - イ 使用者が許可条件に違反したとき、又は本要項に記載する内容に違反していることが判明したとき。
 - ウ 許可物件を市の承諾なしに第三者に転貸したとき。
- 使用許可の取り消しにより、事業者に損失が生じても市は一切の補償はしない。

6 手続き

(1) 申込方法

次の①～⑨の書類を窓口、又は郵送にて管財課まで提出すること。

ただし、複数の種類のキッチンカーを取り扱って事業運営している場合は、その運営者が代表して①及び②を申請し、出店するキッチンカーに関する③～⑨の書類をそれぞれ取りまとめ、一覧と合わせて申請すること。併せて出店する店舗の一覧を別途市と協議の上、調整して提出するものとする。

- ① 茂原市役所敷地内キッチンカー運営事業者募集申請書
 - ② 行政財産使用許可申請書
 - ③ 誓約書
 - ④ キッチンカー事業運営にかかる製造・販売・営業等に関する許可証等の写し
 - ⑤ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格証明書の写し
 - ⑥ 生産賠償責任保険(PL保険)等の写し
 - ⑦ キッチンカーの自動車検査証等(有効期間が記載されているもの)の写し
 - ⑧ キッチンカーの写真(ナンバープレート及び出店状況が確認できるもの)
 - ⑨ 滞納無証明書または直近 1 か年度の納税証明書
(法人税・消費税、都道府県税及び市町村税の全税目に係るもの)
- ・提出された書類は、いかなる理由でも返却はしないものとする。
 - ・必要に応じて訂正や追加の書類を依頼することがある。

- ・事前に出店場所の確認を希望する場合は事前連絡の上、確認できる。
- ・本募集に関し、以前に許可を受け事業運営した者は、③～⑧の書類内容に変更がない場合に限り、書類の提出を求めない場合がある。

(2) 募集期間

出店希望月日	募集期間	承認書・許可書送付予定日
3月 4月 5月	順次受付(3月5日まで)	順次決定
6月 7月 8月	5月1日～15日	5月下旬
9月 10月 11月	8月1日～15日	8月下旬
12月 1月 2月	11月1日～15日	11月下旬

・募集期間を過ぎて応募があった場合は、申し込みの順に使用区画に空きがあり、調整等が可能な場合に限り受付を行う。

(3) 提出先

〒297-8511 茂原市道表1番地

茂原市役所 財務部管財課(4階)

電話番号 0475-20-1520(直通)

FAX 0475-20-1603

メール kanzai@city.mobara.chiba.jp

(4) 受付時間

窓口 午前9時00分～午後5時00分(土日祝日及び12月29日から1月3日を除く)

郵送 各募集期間の**期日必着**とする

7 日程等の調整

複数の事業者で希望日や使用区画が重複した場合は、以下の順を優先して市が日程等の調整を行う。

第1 複数の種類のキッチンカーを取りまとめて定期的かつ継続的に事業運営ができる者

第2 個人 茂原市内に店舗を構えている者、又は茂原市在住の者

法人 主たる営業所の所在が茂原市内にある、又は代表者が茂原市在住者

8 出店の中止及び休店

出店の中止及び販売予定日の休店については市に連絡すること。

ア 事業者の都合により、出店を辞退する場合は、2週間前までに市に連絡すること。

イ 出店を許可した日に休店する場合は、出店時間前までに市に連絡をすること。

なお、正当な事由なく休店を続ける場合は使用許可を取り消し、他の応募者に許可をすることがある。

9 その他

本募集要項に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上、決定することとする。

(施行期日)

この要領は、令和7年11月1日から施行する。